

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則

平成21年5月29日公安委員会規則第9号

改正

平成21年12月公安委員会規則第18号

平成26年12月公安委員会規則第9号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定に関する規則をここに公布する。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の規定による医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 法第12条の3の規定による医師の指定は、次の表の上欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病気にかかっている者	上欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法第8条第16項に規定する認知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

(告示)

第2条 青森県公安委員会は、前条の規定により医師を指定したときは、次に掲げる事項を青森県報で告示するものとする。

- (1) 指定した医師の氏名
- (2) その者が勤務する病院等の名称及び所在地
- (3) 診断の対象者
- (4) 指定年月日

2 前項の規定は、医師の指定の変更又は解除について準用する。

(委任)

第3条 この規則に関し必要な事項は、青森県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年公安委員会規則第9号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則第1条の指定を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則第1条の指定を受けたものとみなす。